

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機  
設計及び工事計画）【44】

2. 日 時：令和5年11月21日 10時00分～11時45分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、津金主任安全審査官、小林主任安全審査官、  
伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他7名

原子力設備管理部 課長 他11名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他2名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 電気保修課 担当※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 課長※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:03 | 規制庁のイトウですではヒアリング始めていきたいと思います。事業者の方から説明をお願いいたします。  |
| 0:00:12 | 東京電力野本です。まず最初にですね、共用の方の、  |
| 0:00:19 | 説明をしたいと思いますので資料をちょっと、   |
| 0:00:24 | 問KK6 適 007 とKK6-007。  |
| 0:00:30 | の二つなんですけど、  |
| 0:00:33 | KK6 適 007 が、A4 横の 1 枚紙で、  |
| 0:00:41 | 96007 は、A4 縦紙の  |
| 0:00:45 | ものに、  |
| 0:00:46 | なってるかなと思います。  |
| 0:00:51 | 先に経営協力的 007 のところなんですけど三つありまして、基本設計方針や、プラントの説明の中で、共用設備についていろいろご指摘受けてたところを、                       |
| 0:01:03 | ひとまず、資料 2、  |
| 0:01:06 | 1 回ですね、持ち帰って事業者で整理して、資料化して持ってきましたっていう形で、KK6-007 の、67 号機共用設備の 7 号機の技術基準適合性に対する整理ということでお持ちしております。 |
| 0:01:22 | まずはこちらを説明して、  |
| 0:01:25 | 計器 6007 の方を説明したいと思います。  |
| 0:01:31 | 表紙あって 2 ページ目が説明になってますけども、   |
| 0:01:36 | 1 概要は置いておいて 2 の整理方針のところなんですけど、  |
| 0:01:44 | まず分類として、12345 っていう形で共用設備について分類してあります今回の申請での、  |
| 0:01:52 | の共用設備についてですね。   |
| 0:01:54 | 1 番目は、もともと 7 号の申請の時には、7 号機単独設備になってたやつですけども、今回 6 号機申請で、67 号機共用と。                                 |
| 0:02:05 | するもの。   |
| 0:02:06 | ですね。  |
| 0:02:07 | これはもともと K7 申請の時は単独でよかったと考えてたやつが、6 号の設計進捗によって 67 共用にしないといけないと。                                   |
| 0:02:16 | いうもの。   |
| 0:02:17 | ですね。  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:19 | これ一と、2番目が、7号機ですすでに供用してたんですけど、その共用で出していたし、設備仕様の中で、一部6号の設計進捗で足りないものがある、                   |
| 0:02:33 | もう1回、出さなきゃいけないもの。   |
| 0:02:36 | が0になります。  |
| 0:02:39 | 3番、   |
| 0:02:41 | は7号機に、  |
| 0:02:43 | つの申請の時に共用として申請していて、7号機と同仕様で、6号機にて申請するものってことで、   |
| 0:02:52 | 7号の、  |
| 0:02:53 | CPでも六、七共用だったし、6号の、  |
| 0:02:58 | 申請においても、67共用と。  |
| 0:03:02 | いわずですね、ちょっとこれ、3番は後で詳しく説明します。4番は、7号機における設工認時に申請しない設備であって、6号機で新たに67号共用として申請するものになりますけども、  |
| 0:03:15 | 基本的にこれは存在してはいけないものになります。  |
| 0:03:20 | 5番で7号機において  |
| 0:03:24 | セ申請してないけど、6号機及び7号機の設備がそれぞれ67号機用として必要な能力を有しているため、6号機申請では6億設備を申請するものということで、これは中層空調のお話ですね。 |
| 0:03:37 | これも後で詳しく説明します。こういう1から5の分類にして3ポツで整理、   |
| 0:03:45 | した結果ですけども、基本的に今回の申請では、1、  |
| 0:03:50 | 1に、   |
| 0:03:51 | と5しかない。   |
| 0:03:53 | 阿部さんもありますけども、   |
| 0:03:56 | 123と5しかなくて4は存在しないという整理になりましたと。  |
| 0:04:05 | で、1と2については、7号機の   |
| 0:04:08 | 申請している設備仕様については全く影響ないように、   |
| 0:04:12 | なっていて、6号機分の使用を説明しなきゃいけないものになります。  |
| 0:04:19 | 丸さんはちょっと置いときますけど、後に、後についても、7号機のとくに7号機の設備の方67共用として説明し、説明していて、今回は6号機の設備を6が共用として説明するので、    |
| 0:04:33 | 問題ないと、整理した結果としては、7号機申請に対しては、何の影響もなく、新たに変更認可とかを出さなくていいように、                               |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:04:44 | なっていますという整理結果になっています。  |
| 0:04:47 | これ字づらだけ見たら全然わからないので3、3ページ目。  |
| 0:04:52 | この表を見てもらえばと思うんですけど、  |
| 0:04:59 | 今回の申請で一番多い共用のパターンはこの丸井都丸左の①。   |
| 0:05:06 | 7号機設備六、七号機共用ってなってるやつですね。   |
| 0:05:10 | これが一番多いです。新しく67号機共用でつけたけど、   |
| 0:05:15 | もともと7号機申請で使用ワダしていて、6号機として新たに共用、  |
| 0:05:20 | することを宣言するものです。   |
| 0:05:24 | ②は、基本設計方針のときにも説明していますが、具体的な例を言えば熱交換器ユニットで、6号機の   |
| 0:05:34 | SAとしての使い方で仕様がちょっと、   |
| 0:05:38 | 7号機より、   |
| 0:05:40 | 上回ってるというか、違うせないようになっちゃうのもう1回仕様を説明しなきゃいけない。   |
| 0:05:46 | ていうものになります。  |
| 0:05:49 | 3番なんですけども、もともと7号機で申請して67共用で出していて認可もらっているんですけども、その中で、設定値根拠の中で、7号機の方の仕様しか説明してないものが幾つかあります。 |
| 0:06:03 | この場合は、6号機の申請の時に6号機としての設備仕様とかの内容を、設定根拠とかで説明しなきゃいけないものになりますので、                             |
| 0:06:14 | 今後行われる設定根拠説明書の説明の時に、そういったものが出てくるっていうアナウンスになります。これが3番です。                                  |
| 0:06:24 | えっと、   |
| 0:06:26 | なので、3番は、   |
| 0:06:28 | もともと、  |
| 0:06:30 | 7号機側の使用は認可されてますと。  |
| 0:06:33 | ただその時に6号機の使用も説明し切ってるやつと、しきれてないやつがあるという、  |
| 0:06:39 | ことになります。なんで今回、   |
| 0:06:42 | 1回7号で出してるのに出てきてるやつ。  |
| 0:06:45 | 設定根拠とかで出てきてるやつがあったらそれは6号機の使用を説明しているものになりますので、個別の説明の時に確認していただければと思います。                    |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:06:55 | ④は、もともと今回の申請の時に出ていたやつが幾つかあったんですけども、そもそもこれは存在してはいけないものなので、なしという整理にしてあります。                              |
| 0:07:07 | 5番ですがこれも基本設計方針とかで説明している通りですけども、中央制御室の換気空調系に関しては、7号機側で、  |
| 0:07:18 | 7号機設備のMCRを67共用として出して認可してもらっていて、今回は6号機側のMCRを、67共用として申請して認可してもらうように審査してもらう予定になってます。                     |
| 0:07:31 | どちらにしても、MCRに関してはその被ばく防止の観点の能力としては、  |
| 0:07:39 | 6号機でも67号機分を対応できるし、7号機設備でも6、67号機の  |
| 0:07:46 | 仕様を満足できるという設計になってますので、それぞれ個別で共用の設備を申請する、することは問題ないと考えております。  |
| 0:07:56 | ①の例に関して、7号機するときには単独設備だったけども、今回、   |
| 0:08:03 | 67共用として出しているものになります、これに関しては、7号機の方に振り返って、六、七強としなくていいのかっていう、  |
| 0:08:15 | 観点からちょっとし、先行号機とかを調べたところですね、まず我々の建築、建設工認の段階でも実例がありますし、の新規制以降の、   |
| 0:08:26 | の先行プラントでも、  |
| 0:08:29 | 後続号機で共用を足したことに対して、振り返って、  |
| 0:08:35 | 共用だけをつける変更認可申請等を行っていないという事実を確認しましたので、今回、こんそれに倣いまして、6号機申請で新しく67共用とつけたとしても、特段7号機側で変更認可申請をする必要はないと考えてます。 |
| 0:08:51 | で、4ページ以降にですね、その例が、1と2の例が、   |
| 0:08:56 | いっぱい書いてあります。  |
| 0:08:59 | 4ページ目。  |
| 0:09:01 | は、①なんですけど、このページの最後11ページですね、が②の、   |
| 0:09:09 | ものになってます。   |
| 0:09:20 | ②②は二つしかなくてですね熱交換、代替熱交換器ユニットと軽油タンクだけ。  |
| 0:09:27 | ですね。  |
| 0:09:28 | それぞれ、特別の事情があって今回6号機の使用を新しく説明しなきゃいけないと考えているものになります。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:09:38 | ここで羅列して詳しく話す時間もなくなっちゃいますので今後、個別の説明書とか、設定値根拠とか要目表とかで説明がされるものになりますので、この整理表を見ながら、 |
| 0:09:50 | 確認していただければ良いかなと考えております。  |
| 0:09:55 | 説明は以上です。   |
| 0:09:58 | はい。ありがとうございます。規制庁の伊藤です。衛藤。   |
| 0:10:05 | 少し確認させていただきたいのが、   |
| 0:10:18 | この②番、今ご説明あった②番っていうのは、  |
| 0:10:22 | 軽油タンクとあと、  |
| 0:10:34 | 熱交換機ユリ等のお話ですけどもこれって7号の申請の時に、   |
| 0:10:40 | 要目表上で、   |
| 0:10:44 | 要領等がこう書かれていて、6号の申請では素行が変わる。  |
| 0:10:50 | 設備は一緒だけど、そのせえ数値が変わるっていうそういう理解ですか。  |
| 0:10:58 | はい   |
| 0:10:59 | 東京電機ノモトです。まず代替熱交については、67号機共用というのは7号機の申請の時に出して、4階の要目表は、                         |
| 0:11:10 | もともと675、7号機の申請出していた容量とか、仕様にプラスして、  |
| 0:11:16 | 6号機としての仕様で変更しなきゃいけないところが追加で、変更後で出される形に、  |
| 0:11:22 | なります。  |
| 0:11:23 | 六、七です。7号機で申請した時点で変更ないものは変更前に書かれていて、  |
| 0:11:29 | 6号機で新しく説明しなきゃいけないところは、変更後で仕様が書かれる形になります。軽油タンクについても似たようなもので、                    |
| 0:11:39 | 時計タンクは、7号機の申請の時に6号機の軽油タンクも出していたんですけどもそれはSA設備として軽油の抜き取りで使うときの仕様しか書いてなくて、        |
| 0:11:51 | 今回のその6号の申請においてはDBとしての、その7日間運用の、への  |
| 0:11:59 | 軽油の容量とかを書かなきゃいけないのでこれも同じように、DBとしての使い方が変更後に書かれる。                                |
| 0:12:05 | 要目表を見てもらえればわかるようになってるっていう仕様に、  |
| 0:12:09 | になってます。  |
| 0:12:12 | 規制庁の伊藤です。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:12:16 | その設備自体が変わらなくてももう、その容量変更とかあった場合で、一応、   |
| 0:12:25 | 要目表上でそういった数値の変更があった場合って、そこって改造には当たらないんですかね。   |
| 0:12:33 | えっと、東京大学ノモトです。でも、今回の件で言えば7号機側の必要な容量はすでに満足していて認可いただいている状況で、6号機側としての仕様だけを、                                      |
| 0:12:46 | 変更して出しているという認識で、それに関しては6号機側の改造として今回あの辺、補正申請を出して、お見せしているっていう認識です。  |
| 0:13:00 | あ、わかりました。ちなみになんですけれど  |
| 0:13:04 | 保安規定とかで運転上の制限とかでいろいろ数値確認したりすると思うんですけどそこってどういう確認になるんですかね。おんなじ設備だけでも、   |
| 0:13:12 | 要目表で設定している数値が、二つあるような状況になると思うんですけど。   |
| 0:13:21 | 東京電力野本です。この場合ですね要目表だけだと、これがどっちの主要かがわからないので、設定値根拠で、基本的には6号機と7号機の紙を書き分けて説明することになると。                             |
| 0:13:34 | 考えています。次、次、実態を言うと、工認側の情報だけでは読み取れない部分については技術検討書なりこちらの設計図書でこういう仕様になっているのでこれを確認しますっていう添付とかをつけてですね、使用前検査で確認するように、 |
| 0:13:50 | していますので、基本的には、そこは問題ないようになってます。まだ保安規定のところでも、6号機としての制限値と7号機の制限、長野動きとしての制限値を分けて、                                 |
| 0:14:04 | 書くようにすると。   |
| 0:14:05 | 思います。なんで、まだ6号機の保安規定は出していないので、これから、その制限値とかはわかりますけども、しっかり、7号機じゃない仕様を書くように、                                      |
| 0:14:15 | したいと考えてます。  |
| 0:14:18 | 規制庁の伊藤ですわかりました。   |
| 0:14:27 | 規制庁の吉崎です。今のは、多分この保安規定の補足説明で、何だ、   |
| 0:14:34 | 水位計と液位計か液位計のスミエないタンクの一番下の見えないところもあるから、それも踏まえてあとそのマージンとか踏まえて、こういうふう  |
|         | に設定します。もちろんこの今の工認の  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:14:46 | 設定値根拠の値を踏まえて、説明されるそういうことでよかったですかね。  |
| 0:14:52 | はい。東京イクノです。その認識で問題ないです。   |
| 0:14:57 | はい。規制庁に出席するわかりました。  |
| 0:15:00 | あとですね今の説明のあった資料の2ページでも13ページでもいいですけど①から⑤ってのは、  |
| 0:15:08 | コウ令和曾我イトウ、一番が一番多い。  |
| 0:15:11 | て言っていましたけど、   |
| 0:15:12 | 角新居さん、郷は、4はなしただけど、  |
| 0:15:16 | 数が多いのがこのなんだ、2サンゴは、  |
| 0:15:20 | どれが一番多いんですかね。   |
| 0:15:24 | 2、当局でもですねニワニつしかなくてですね、3は今回資料化はしてないですけども、何か  |
| 0:15:38 | さんが18個ぐらい。  |
| 0:15:43 | すいません東京電力のオギです。ちょっと補足させていただきますと、③に該当する設備、先ほど弊社ノモの方が1が一番多いと言ったのは今回共用の扱いとして、クローズアップして               |
| 0:15:59 | 7号機するときには単独記載としていたものが今回67号機として、記載する設備というのが今回クローズアップすべき設備だと考えてまして、こちらが一番多いというちょっと表現になってしまったんですけども、 |
| 0:16:13 | 設備としましては、この③に該当する設備が一番多い数にはなりません。ここに書いている設備で、   |
| 0:16:22 | 設備例に記載のあります通り、こちらの3ページでございますけども、可搬型代替注水ポンプA岩級やAII級タンクローリーといったちょっと聞き慣れた設備があるかと思うんですけども、            |
| 0:16:35 | こういった設備について、  |
| 0:16:38 | ③の分類が一番多い設備になるんですけどもその中でも、今回ちょっと7号機時点では設定値根拠として、7号機の使用しか説明できていない設備がいくつかございまして、                    |
| 0:16:51 | それが先ほど弊社ノモの方が言った柔軟設備が該当すると、そちらについては今後個別ヒアリングの中で、設定値根拠の方で詳しくご説明させていただきたいと思っております。                  |
| 0:17:03 | すいません補足以上です。  |
| 0:17:07 | はい。規制庁の井関です。3ページのこの③のところの設備例で、四つあるから、四つだけじゃなくて18あるから、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:17:17 | それが一番多いということでできればその数、明確になってんだったら数を示していただきたいと思うんですけども、いかがですかね。                                      |
| 0:17:27 | はい。東京イクノです。3 ページあたりに反映しておこうと思います。  |
| 0:17:32 | 設備数は、はい。   |
| 0:17:34 | はい。規制庁ヨシザキさんお願いします。あと、4 番の対象なしっていうのは、  |
| 0:17:40 | これはあれですかね。何だ、あえて書いてる理由って何なんですか。こういうものはないですよって示してるだけなんですかね。東京大学の後藤です。昆この後説明する安全避難通路とかですね、通信連絡設備とかで、 |
| 0:17:57 | 基本設計方針の説明の時点では、67 共用という設備が書かれているものが存在していて、   |
| 0:18:06 | ちゃんとそれ整理して県整理した結果、これは存在してはいけないものなので、書き換えていると。  |
| 0:18:15 | いうのがわかるように④として出させていただきました。   |
| 0:18:22 | あ、規制庁に輸出書き換えてるってのは、すみません、もう一度どういう意味なんですか。東京大学の五藤ですもともと 67 共用として出していちゃ。                             |
| 0:18:32 | いたんですけども、基本的には 7、7 号機を共用する必要がない。   |
| 0:18:39 | ものなので、   |
| 0:18:42 | この整理の通りですけど 7 号機で申請していて、その設備仕様で追加で共用するのは問題ないと考えてますけども、7 号機で何も申請していないのに、六、七共用で新たに 6 号機の申請付けるのは、     |
| 0:18:57 | は、7 号機の使用説明できていないので、   |
| 0:19:01 | あってはいけないものだと考えてますし、そもそも今回の申請の時点で、6 号機鉄としての仕様しか説明。  |
| 0:19:09 | しないはずなので、6 号機設備として書き換えています。  |
| 0:19:15 | 規制庁入籍ああやって意味で 6 号機の設備として、  |
| 0:19:20 | この今書いてあるんで非常というと、安全避難通路を説明するとそういうことですか。はいその認識で問題ありません。   |
| 0:19:30 | 規制庁井関諏訪から対象外っていうかないのかなと思ったんですけど。   |
| 0:19:34 | 各々の号機で設定するからないってことで、わかりました。で、5 番もおんなじなんですけど、5 番諸岡六、七の共用の中央ですけども、                                   |
| 0:19:45 | それぞれのMCR空調があって、7 号機の時、この共用で 6 号機が 6 号機中層も  |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:19:54 | 循環、  |
| 0:19:56 | 空調できるけども、6号機の場合も6号機のアクリットで7号機の中央を循環空調できるってそういうことなんですか。   |
| 0:20:05 | あと契約ノットですはい。その認識の通りです。   |
| 0:20:09 | はい。規制庁井関ですわかりました。私から以上です。  |
| 0:20:17 | 規制庁宮崎ですちょっと頭の体操ですけど、   |
| 0:20:21 | 要はこの安全避難通路とかも、6号機の場所、7号機の場所それぞれ分かれてるといふ認識なんですけど、   |
| 0:20:32 | 6号については先ほど言われた理由で、   |
| 0:20:35 | この三つ。  |
| 0:20:36 | が単独で存在するということでもいいんですかねエリアの   |
| 0:20:42 | 観点で、   |
| 0:20:53 | 東京電力の鈴木です。ご認識の通りになりますけれども、この次に安全避難通路の説明させていただきますので、その部分、その説明の中で、ちょっと詳しく図をもってご説明させていただきたいと思ひます。 |
| 0:21:08 | はい、規制庁のミヤザキわかりました。それと、   |
| 0:21:11 | ちょっと質問かぶるかもかもしれませんがこれ中央制御室の送風機、  |
| 0:21:15 | とか、この三つは、  |
| 0:21:17 | 合計何台あるんですか。六、七号機すべて含めて、  |
| 0:21:32 | 東京電機ノットです江藤宗送風機と排風機は100%容量が2台ある。   |
| 0:21:39 | 認識です最  |
| 0:21:43 | はい。  |
| 0:21:51 | 少なくともその旧中央制御室をカバーするために必要な送風機自体は2台あるといふのを確認できています。規制庁宮崎です。要はですね三つは多分セットになっ                      |
| 0:22:02 | てると思ひますよ。要はこの三つが組み合わせられて循環系を組んでいると、それが何系列あるかっていふ趣旨の質問です。そういう意味で、当局の方でそういう意味では基本的には             |
| 0:22:16 | 2系列、   |
| 0:22:19 | 用意されているはずでええとですね。  |
| 0:22:21 | ごめんなさい。ここも基本的には個別の説明の時に確認していただきたかったなと思ひましてあんまり用意してないんですけども、単一故障防止の観点で2系列あるのは間違ひないです。では、        |
| 0:22:35 | 動的機器の場所はよく大田ですけども、大丈夫でしょうか。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:22:43 | えっと、6号機と7号機それぞれ、それぞれのループがございまして、その中に排風機、送風機、あと再循環送風機それぞれ、                                       |
| 0:22:54 | 2台ずつ6号機で以外は号機で2台ずつあって、  |
| 0:23:03 | そのそれぞれが1台ずつで、必要な能力を持ってるという状況にあります。  |
| 0:23:13 | はい規制庁ミヤザキわかりましたありがとうございます。合計4系列、6ナゴ合計であるという認識でよろしいですね。  |
| 0:23:24 | アトベル大田です。えっとですね4系列いましてラインとしては、6号機用のラインがオオキのラインが1本ずつあって、その中でパン、                                  |
| 0:23:36 | があるところだけ分岐して、並列で並んでいると。   |
| 0:23:41 | というのが、  |
| 0:23:42 | 系統構成になります。  |
| 0:23:44 | 規制庁見えなくてわかりました。   |
| 0:23:46 | ありがとうございます。   |
| 0:23:57 | 大丈夫です。以上です。原子炉規制庁の小林です。これ単なるもう一度再確認なんですけど、  |
| 0:24:03 | ③と⑤については6号機の工事にあつた設工認にあたる新たに聞く設備が追加されるものっていうことで①と②はもともと設備の数は、                                   |
| 0:24:13 | 変わらないっていうことでいいんですよね認識としては。  |
| 0:24:18 | 東京行くノモトです123については、  |
| 0:24:23 | もともと7号機で申請してあって、  |
| 0:24:27 | 何かしら追加で説明しなきゃいけないものなので確かに設備の数の変更はないです。5は、6、6号機として中中層空調を、  |
| 0:24:37 | 説明線で1個追加っていう形になります。   |
| 0:24:40 | わかりました。都丸さんもすると追加なのかどうしようでロボの2も新たに追加されてそれで、今日6の共用になるのかなとそういうことではないんですけど、すいません東京イクノです。丸さんは、もともと、 |
| 0:24:53 | 例えば、可搬型代替注水ポンプエーワン9とかAII級とかはですね、7号機の申請の時点ですでに67共用として出して、  |
| 0:25:02 | いて、   |
| 0:25:03 | なんだけども、7号機の使用の説明しかできていない。   |
| 0:25:08 | ので、今回設定値根拠で新しく6号機としての設備仕様を説明しますっていう、それだけです。はい。わかりました。505については200×一、二百×になるだけっていうことでいいんですよ。       |
| 0:25:22 | そのときのことです。その認識の通りです。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:25:26 | わかりました。都丸さんだけちょっと。   |
| 0:25:29 | すいません。もう、ちょっと私理解が足りなくて申し訳ありませんでした。私から。   |
| 0:25:44 | 規制庁の伊藤です。衛藤。   |
| 0:25:47 | あとちょっと1点だけ、記載というか、整理だけなのかもしれないんですけど、   |
| 0:25:52 | 分類一位で  |
| 0:25:56 | 影響なしってことで整理されてるんですけどこれって、2ページの記載だけだと、  |
| 0:26:03 | 7号機における設工認時に申請している設備であり7号では単独。   |
| 0:26:10 | 6号で共用としたっていうので、何でこれが影響なしかという設備仕様の変更がないっていうのが、多分そういうことなのかなと思っていて、そこがちょっとわかるように、例えば①も設備、 |
| 0:26:24 | 仕様に変更があるなしとかで分類する等を、何か   |
| 0:26:29 | 単に①の文言だけで、影響なしって判断したわけではないんですけどよってというのが、表の中ではちょっと書いてあるんですけど、もう少しわかりやすく書いてもらえると、        |
| 0:26:41 | わかりやすいかなと思うんですけどいかがですか。  |
| 0:26:44 | イトウ教育の大戸です。表の中では分類できているので、ちょっと2ページから3ページで、それがわかるように、表現追加して、適正化したと考えてます。                |
| 0:26:58 | はい。規制庁の伊藤です。わかりました。  |
| 0:27:03 | 共用に関するお話を私から以上で、   |
| 0:27:10 | 今日の説明はもう以上ということで、はい。   |
| 0:27:16 | はい。規制庁の井関1件だけ、ちょっともう1回確認なんですけど、②のところ、  |
| 0:27:23 | 軽油タンク食う、どっちか、熱交2とか軽油タンクはちょっと忘れたんですけど、その7号横尾の方がスペックが上回るってのは、                            |
| 0:27:34 | これはあれですか。  |
| 0:27:36 | 別。   |
| 0:27:38 | 別ものってことですか。  |
| 0:27:41 | あ、東京電力ノモトです。   |
| 0:27:44 | 7号機の時点で申請していただいて熱交、  |
| 0:27:48 | 換気ユニットの何ポンプのようで、   |
| 0:27:51 | が、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:27:52 | その時点では6号機も満足できるであろう十分な容量予定だと思っ<br>た。   |
| 0:27:58 | 部分が、6号機のはい、代替熱交の本設配管の方の設計上でもうちよ<br>っと予定が必要になってしまったので、6号機側だけ。                         |
| 0:28:08 | 羊蹄を上げるっていうもともとその能力があったのでそういうふうに記載<br>を書き換えると。  |
| 0:28:17 | いう形になります。  |
| 0:28:19 | 規制庁の井関タダもともと能力があったってことだから、もともとその<br>スペックはあるんだけど、その                                   |
| 0:28:27 | 設定しかその中身が少し変わるってそういう理解でよかったですか。配<br>当契約の事です決して、代替熱交換器ユニット自体のものを改造してい<br>るわけではなくて、    |
| 0:28:39 | もともと能力はあって、追加で、6号機側の仕様がちょっと変えることが<br>必要になっちゃったから説明するものだという認識でお願いいたしま<br>す。           |
| 0:28:49 | はい。規制庁の井関もともとあったもので対応できるってことではい。念<br>のための確認でした。はい。私から以上です。                           |
| 0:29:03 | 規制庁津金ですけども1点確認で、①については、7号の主張が変<br>わらないんでって話があるんですけども、                                |
| 0:29:12 | 7号機の設工認ではあくまで単独となっていて、   |
| 0:29:16 | そんなナゴだけ見た場合、これ、今日じゃなっていないって扱いになっ<br>ちゃうんですけどその点はどういうふうに対応するんでしょうか。                   |
| 0:29:25 | 東京電力、野本です。えっとですね。  |
| 0:29:28 | もともと、他、例えば、建設工認でとかエース変電所とか、変圧器とかで<br>すね、1号機で建設が始まってそのあと、234号機ってどんどん建っ<br>ているんですけど、   |
| 0:29:42 | 1号機はまだ単独のまま、2、2で共用がついて3で共用がついてっ<br>ていうふうに、建設購入の時点から、その                               |
| 0:29:51 | 共用してるんだけど、1号機で単独っていうのはもう存在したままになっ<br>てます。で、新規制基準の工認でもちょっとPWRの他の電力ですけど<br>も、もともと膨張ての、 |
| 0:30:04 | 共用としてなかったやつを後から共用してるんですけども、最初に出<br>したプラント分は、まだへの共用というのをつけてないままいて、                    |
| 0:30:13 | いるっていうのが、通例としてやられてるんですけども、基本的には7<br>号機で何か変更認可申請なり、新しく申請を出すときに、共用である事                 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
|         | 実を付け加えて適正化しましたっていう形でお見せするって形になると、  |
| 0:30:29 | 考えてますので今回、今のところは7号機の申請をしてないので、変えることはないと考えてます。  |
| 0:30:39 | 規制庁津金ですちょっと膨張てはですね、アノーサイト前提に当たるんで、許容値って書いてなくてもあくまで前提守ってるっていうのは、  |
| 0:30:48 | ある意味わかるんですけれども、設備単独だとそれ、やはり許容かどうかっていうところが、7号だけ見た場合はわからないっていうところもあるので今後、何かのタイミングで変更申請があればそのところで直すということであればそういった方針もちょっと、 |
| 0:31:05 | 書いといていただいた方がいいかなっていうのと、あくまでその事業者側はそれで理解されていても規制側が今いる人間がいなくなって、新しい人が来たときにこれだけ見て何でこれ、                                    |
| 0:31:15 | 単独なんだけど今日になってるんだって話が、  |
| 0:31:18 | わからないとまた同じような企業になってしまうんでそれではちょっとあの、  |
| 0:31:21 | しっかりわかるように、説明を、何なりを残していただいた方がいいかと思えますけどもいかがでしょうか。東京電力堂本です。そうしましたら2ページのところにですね、その旨分かるように記載しておこうと思います。                   |
| 0:31:35 | 規制庁ですかね。はい、わかりましたよろしく申し上げます。私からは以上です。  |
| 0:31:38 | どうぞ。   |
| 0:31:41 | 規制庁の伊藤です。ちなみにその膨張て以外に、そういった設備ってあるんですかね。  |
| 0:31:48 | 新規制基準以降のお話で言えば、  |
| 0:31:53 | 当局の方です基本的に、共用プラントで、  |
| 0:31:58 | その新しく付加したやつって、あったかな。   |
| 0:32:04 | えーとですね代表例で今おしゃべりしてたので、他にもいっぱいあるみたいなんですけども、別に防潮てだけではないみたいです。はい。   |
| 0:32:14 | はい。  |
| 0:32:17 | はい。もともと、   |
| 0:32:20 | 先に出したプラントウだけけど後から共用にしなきゃいけないってわかったやつが27設備ぐらいあって、それは別に書き換えてないよっていうのが、先行の  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:32:29 | 新規制認可のときに、   |
| 0:32:31 | の実績でありますちょっと中身詳しくは、  |
| 0:32:34 | 聞ききれないものであれですけども、  |
| 0:32:37 | はい規制庁のイトウですわかりました。   |
| 0:32:47 | あ、どうぞ。   |
| 0:32:48 | ちょっと今お見せしにいきます。  |
| 0:33:44 | 規制庁の伊藤ですでは共用化のお話は、以上とさせていただければと思います。   |
| 0:34:02 | 特約ノモトです。   |
| 0:34:05 | コメントですけども、記載の適正化が三つですかね、設備台数書くのと、  |
| 0:34:15 | 仕様の変更、ウノがないことを分類 1 のところでわかるようにする、表でわかるようになってるんだけど文章中でそういうことを調査した結果ないことがわかるようにっていうのを、                   |
| 0:34:28 | 書くのと、先ほどの津金さんの、  |
| 0:34:31 | ところで今後、7号の申請をやる時に変更、適正化を図りますっていうカネオカ書くという、   |
| 0:34:40 | 三つだと認識しております。  |
| 0:34:43 | 大丈夫ですかね。   |
| 0:34:45 | はい。  |
| 0:34:46 | はい。規制庁の井関、今の三つでOKですので、はい。  |
| 0:34:51 | よろしくお願いします。  |
| 0:34:54 | はい、峠久野です。了解しました。続けて、   |
| 0:35:01 | 安全避難通路でよろしかったですかね。はい。  |
| 0:35:25 | 東京電力五十嵐です。ご説明させていただいてよろしいですか。  |
| 0:35:31 | はい。  |
| 0:35:32 | はい。では安全避難通路の、当初についてご説明させていただきます。今前段で共用設備についてご説明させていただきましたので安全避難通路等に関する共用についての整理結果をまずご説明させていただきますと思います。 |
| 0:35:47 | あと資料少し本文ですけども、資料番号KK6、補足-02に、  |
| 0:35:54 | 甲斐0工事計画に関わる補足説明資料括弧安全避難通路に関する説明書、こちらをご覧ください。   |
| 0:36:12 | はい。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:36:13 | こちらの補足説明資料ですけれども、安全避難安全避難通路についてその位置を明示した図書になってございまして、この中の避難経路を明示した図面を先ほどの整理結果に合わせて単独設備と、 |
| 0:36:28 | 共用設備を今回色分けしましたのでこちらをもってご説明をさせていただきます。  |
| 0:36:35 | こちらのページめくっていただいて、  |
| 0:36:38 | 2 ページ目からですね、図 1 避難経路を明示した図面というのがございますのでこちらご覧ください。  |
| 0:36:46 | まず、今 2 ページ目ご覧いただいておりますけれども、ピンク色で示しておりますのが、6 号機設備となっております、                                |
| 0:36:54 | この後めくっていただきますと、2 ページ目から、   |
| 0:36:58 | 資料ちょっと当分続くんですけれども、17 ページまで、  |
| 0:37:06 | が、6 号機の原子炉建屋とタービン建屋に設置している設備になってございまして、6 号機設備と整理してピンク色で示してございます。                         |
| 0:37:18 | 続いて 18 ページ目ご覧いただきまして、  |
| 0:37:22 | まずピンク色の 6 号機設備のほかに右下に凡例書いてございますけれども、申請済みの 7 号機設備をグレー色。                                   |
| 0:37:31 | それから 7 号機設備、67 号機共用、6 号機に設置を、水色でその範囲を示してございます。   |
| 0:37:39 | 少しめくっていただきまして例えば 20 ページをご覧ください。  |
| 0:37:46 | 20 ページの図面の横でちょっと見ていただいて一番左側、TMSL1 万 2300 のレベルのコントロール建屋の平面図が記載されておりますけれども、                |
| 0:37:58 | こちらの真ん中部分、上から下に向かってですね、中央部分の通路とそれからそこから接続されるですね図面でいう左上、                                  |
| 0:38:09 | ですとか左下の水色になっている部分、こちらは共用で使用する部分になりますので、水色で 7 号機設備、67 号機共用 6 号機設置を示してございます。               |
| 0:38:22 | 向かって左側の真ん中辺りのグレーで示している部分ですが、こちらは 7 号機設備が内包されている部屋になっておりますので、                             |
| 0:38:32 | 7 号機のみで使用する。   |
| 0:38:35 | 避難経路になりますので、7 号機設備としてございます。  |
| 0:38:40 | で、右側の、   |
| 0:38:42 | ピンク色の部分もこちらもこれまでの同様の考え方で、6 号機設備としてございます。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |  |
|---------|--|
| 0:38:50 | こちらのアノピ。   |
| 0:38:51 | TMSL1 万 2300 のピンク色の部分でこちらをですね。   |
| 0:38:56 | 基本設計方針のご説明のときには、67 号機共用というふうに記載をしていたんですけれども、先ほど前段でご説明させていただきました通り、再精査をした結果ですね。           |
| 0:39:08 | 6 号機単独設備というふうに修正をした部分になってございます。  |
| 0:39:13 | 今ご説明したような考え方でですね、  |
| 0:39:20 | この後 26 ページまで、  |
| 0:39:24 | 単独設備と共用設備が混在している、コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋を整理して、今回色分けをして、                                  |
| 0:39:33 | ご覧いただいております。   |
| 0:39:38 | 続いて、27 ページ目から 5 号機に関わる部分になりますけれども、   |
| 0:39:44 | 緑色で示している部分が、7 号機で申請済みの 5 号機に設置している緊急時対策所に関する部分になっておりまして、7 号機、67 号機共用 5 号機設置の部分を示してございます。 |
| 0:39:59 | 27 ページ目、横において左上の部分ですけれども部分的にピンク色で示してございますが、  |
| 0:40:07 | こちら、   |
| 0:40:09 | 6 号機タービン建屋からの避難経路として、今回申請する部分になりますので、共用設備ではなくこちら 6 号機設備を示してございます。                        |
| 0:40:21 | 同様な考え方でこれ以降また 33 ページまで、  |
| 0:40:26 | 5 号機原子炉建屋、タービン建屋、サービス建屋、湊川洗濯設備建屋を整理してそれぞれ色分けしてございます。                                     |
| 0:40:37 | まず、共用に関する部分については、  |
| 0:40:40 | 以上になります。   |
| 0:40:43 | このまま説明書等のご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。  |
| 0:40:47 | はい。  |
| 0:40:48 | では続いて、説明書について先行審査プラントとの差異についてご説明をさせていただきます。  |
| 0:41:02 | 資料番号。  |
| 0:41:04 | KK6。   |
| 0:41:06 | . の 1-03 に、  |
| 0:41:09 | 括弧比較表書い 0、先行審査プラントの記載との比較表(6)-1-1-12、安全避難通路に関する説明書をご覧ください。                               |
| 0:41:24 | こちら右下 1 ページから、比較結果による差異を記載してございます。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:41:31 | 柏崎刈羽 7 号機との差異を青色で示しております。  |
| 0:41:36 | まず、2 ページ目、1 ポツの概要についての差異になりますけれども、   |
| 0:41:42 | こちら表現上の差異になりまして、グラドルールに基づく共用設備の記載に関する違いになります。  |
| 0:41:50 | こちらこれまでコメントいただきました通り、各設備の設置場所を備考欄に詳細記載しております、  |
| 0:41:58 | 安全避難通路であれば、6 号機設備は、6 号機原子炉建屋タービン建屋 67 号機コントロール建屋、67 号機廃棄物処理建屋、67 号機サービス建屋、                                 |
| 0:42:10 | 5 号機タービン建屋に設置しております。   |
| 0:42:13 | 7 号機設備六、七号機共用、6 号機に設置の部分は、   |
| 0:42:18 | 67 号機コントロール建屋、六、七号機廃棄物処理建屋、  |
| 0:42:22 | 67 号機サービス建屋に設置しております、7 号機設工認にて申請済みの部分になります。  |
| 0:42:29 | 続いて 7 号機設備 67 号機共用 5 号機に設置は、5 号機原子炉建屋 5 号機タービン建屋、5 号機サービス建屋を湊川選択設備建屋に設置しており、                               |
| 0:42:40 | 7 号機設工認にて申請済みの部分になってございます。   |
| 0:42:47 | こちらの表の中で黄色のハッチングされている部分ですけれども、こちらは整理の結果、削除した部分になりますので、なりまして、   |
| 0:42:57 | 67 号機共用と、当初は記載していた部分は、先ほどご説明させていただきました通り、6 号機設備と整理されておりますので今回削除をしている部分になると。                                |
| 0:43:11 | それから 6 号機設備、5 号機に設置という記載も当初あったんですけれども、こちらグラドルールに基づき、共用ではないので、記載は不要ということで削除した部分になってございます。                   |
| 0:43:25 | 続いて、2 ポツの基本方針。   |
| 0:43:28 | の部分ですけれども、こちらも同様に表現上の差異でございましてグラドルールに基づく共用設備の記載に関する違いになります。  |
| 0:43:39 | 先ほどの 1 ポツ概要と同様にですね各設備の設置場所を備考欄に記載しております、   |
| 0:43:45 | 非常灯であれば 6 号機設備は 67 号機コントロール建屋に設置、7 号機設備、67 号機共用 6 号機に設置は、67 号機コントロール建屋 67 号機サービス建屋に設置しております、7 号機設工認にて申請済み。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:44:01 | 続いて7号機設備67号機共用号機設置は、5号機原子炉建屋、5号機サービス建屋を湊川選択設備建屋に設置しており、                     |
| 0:44:12 | 7号機設工認にて申請済みになります。  |
| 0:44:15 | 続いて、誘導等については、6号機設備は、6号機原子炉建屋タービン建屋、67号機、コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋、            |
| 0:44:25 | 5号機タービン建屋に設置しております。   |
| 0:44:28 | 7号機設備の67号機共用6号機設置は、67号機コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋に設置しておりまして、7号機設工認にて申請済みの部分です。 |
| 0:44:42 | と7号機設備六、七号機共用5号機設置は、  |
| 0:44:46 | 5号機原子炉建屋タービン建屋、サービス建屋、湊川洗濯設備建屋に設置しており、7号機設工認にて申請済みの部分になってございます。             |
| 0:44:57 | 続いて2ページの方、ご覧いただきまして3ポツ、施設の詳細設計方針についてのサインになりますが、                             |
| 0:45:05 | こちら中央制御室の表現上の差異、  |
| 0:45:08 | それから、ふたポツ目見ていただきまして、図書構成の差異になってございます。                                       |
| 0:45:17 | 衛藤。   |
| 0:45:19 | 続いてのページも、   |
| 0:45:21 | 同様に、図書構成の差異となっております。  |
| 0:45:26 | あと先行審査プラント人との比較の結果については以上になるんですけども、1点すみません誤記の訂正をちょっとさせていただきたいんですが、          |
| 0:45:34 | 2ページ目ご覧いただきまして、一番左側の島根の記載の部分ですけども、  |
| 0:45:42 | はい。   |
| 0:45:43 | 一番左側の   |
| 0:45:45 | 青で記載している部分こちらは本来黒字の部分になりますのでこちらは追って修正をさせていただきたいと思います。                       |
| 0:45:57 | 比較表については以上になります。続いて、  |
| 0:46:02 | 補足説明資料についても同様に先行審査プラントの差異についてご説明をさせていただきます。                                 |
| 0:46:09 | 資料番号KK6、補足-02に比較表開0、先行審査プラント等の補足説明資料の比較括弧、工事計画に関わる補足説明資料、                   |
| 0:46:21 | 各安全避難通路に関する説明書をご覧ください。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:46:28 | こちらも1ページめくっ   |
| 0:46:30 | ていただいて、右下1ページに比較結果に関する採用を記載してご<br>います。                                    |
| 0:46:36 | 柏崎刈羽の7号機、   |
| 0:46:38 | との差異を青色で記載しておりますけれども、   |
| 0:46:42 | 2ポツの安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定について、   |
| 0:46:47 | それから3ポツ非常灯のない場所の申請について、   |
| 0:46:52 | こちらを、   |
| 0:46:54 | 柏崎刈羽7号機では記載していなかった内容になりますが、こちらは、  |
| 0:47:00 | 他電力のヒアリングのコメントに倣って追加している部分になってござい<br>ます。                                  |
| 0:47:06 | 続いて、  |
| 0:47:08 | 補足説明資料の、今ほど申し上げました差異の部分について内容をご<br>説明させていただきます。                           |
| 0:47:19 | 資料番号KK6 補足-022 回0、工事計画に係る補足説明資料括弧安<br>全避難通路に関する説明書                        |
| 0:47:29 | をご覧ください。  |
| 0:47:32 | こちらの補足説明資料先ほどご説明させていただきました避難経路を<br>明示した図面を、2ページから33ページまで記載しておりまして、        |
| 0:47:43 | 34ページ。  |
| 0:47:45 | 2、  |
| 0:47:46 | 先ほどの追加している部分の2ポツと3ポツを追記してご<br>います。  |
| 0:47:54 | まず、2ポツ、安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定につい<br>て、こちらをご覧ください。                         |
| 0:48:02 | こちら安全避難通路を明示した図面の対象範囲についてのフロー図を<br>記載してご<br>います。                          |
| 0:48:08 | 1、一番の建築物本体または建築物に設置する設備が工事計画対象の<br>建築物かどうか、それから右下において②番の原子炉施設内需従事者<br>等が、 |
| 0:48:23 | 常時滞在する拠出、拠出から地上へ通じる廊下及び階段その他の通<br>路かどうか。                                  |
| 0:48:30 | もう一つ右下にありまして、③①番の建築物からの避難経路かどうか。  |
| 0:48:37 | これらがYESに該当し、して法令に基づき避難用照明を設置するもの<br>が、安全避難通路の設置が対象数となる範囲になってご<br>います。     |
| 0:48:49 | 例えば一番左上の①。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:48:51 | ですと、6号機の起動に必要となる6号機原子炉建屋やタービン建屋といった建築物や設備を示し、示しております、右下②、                        |
| 0:49:02 | ですと6号機の居室からの安全避難、  |
| 0:49:07 | 通路に該当する、サービス建屋や、   |
| 0:49:10 | 湊川洗濯設備建屋を示してございます。   |
| 0:49:16 | ③については①②に該当しないものの、6号機からの避難経路で使用する、5号機サービス建屋の                                     |
| 0:49:23 | TMSL1万2300の部分等を示してございます。   |
| 0:49:29 | 続いて、3ポツ、非常灯のない場所の申請についてをご覧ください。  |
| 0:49:35 | こちら、原子炉施設内従事者等が常時滞在する居室や、居室から地上へ通じる廊下等には非常灯を設置する設計としておりますけれども、                   |
| 0:49:46 | 居室からの避難経路に該当しない、廊下には、非常灯の設置要求はございませんので、ございませんが、                                  |
| 0:49:54 | 誘導灯を設置してございます。   |
| 0:49:56 | この非常灯のない場所での誘導灯の視認性についてこちらも確認をしてございます。   |
| 0:50:03 | ちょっと写真はちょっとわかりづらいんですけど、安松の、  |
| 0:50:07 | 撮影しているため、ちょっと不鮮明になっているんですが、  |
| 0:50:10 | 非常灯がまいない場所を模擬して照明類をすべてショートした場合においても、誘導灯の視認性が問題ないことを、67号機サービス建屋の一部を使って確認をしてございます。 |
| 0:50:25 | 補足説明資料の内容については以上になります。   |
| 0:50:29 | 続いて図面について、安全避難通路を明示した図面についてご説明させていただきます。   |
| 0:50:36 | と資料番号KK6. -5。  |
| 0:50:39 | -007 ナカイ0。   |
| 0:50:42 | 1ポツ7、安全避難通路を明示した図面をご覧ください。   |
| 0:50:47 | こちらは、各建屋、各フロアの安全避難通路に関する避難用照明を明示した図面になっております。                                    |
| 0:50:55 | 設備構成以外にですね、柏崎刈羽7号機の図面から変更している点がございまして、そちらについてご説明をさせていただきます。                      |
| 0:51:05 | 19ページ目、図面の横において左下ですかね、に通し番号振ってございましてそちらの19ページ目をご覧ください。                           |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:51:17 | こちらの右下、図面名称の上の辺りですね、黄色のハッチングございますが、こちらは当初は 67 号機共用という記載をしておったんですけども、                           |
| 0:51:30 | こちら共用の再整理の結果、単独設備と整理した部分になってございますので、その記載を削除した部分になります。  |
| 0:51:40 | 続いて、20 ページ目ご覧いただきまして、  |
| 0:51:45 | こちらも同様に、   |
| 0:51:46 | 注記の部分に黄色ハッチングしてございますけれども、  |
| 0:51:51 | 7 号機で申請済みの範囲との、  |
| 0:51:53 | 共用設備の関係性を示すために、グラドルールに則って記載を見直してございます。   |
| 0:52:01 | 以降、同様に黄色のハッチング部分は、同じ考え方で修正をしている。   |
| 0:52:06 | してございます。   |
| 0:52:09 | 安全避難通路の図書についてのご説明は以上になります。   |
| 0:52:16 | はい。規制庁の伊東です。では質疑の方は行っていきたくと思います。私からちょっと。   |
| 0:52:24 | 記載だけの確認なんですけど今説明のあった、  |
| 0:52:29 | 安全避難通路を明示した図面。   |
| 0:52:33 | のうち、20 ページの、   |
| 0:52:36 | 黄色ハッチング呉の箇所なんですけど、   |
| 0:52:44 | ちょっとこの文章の意味があんまり理解できなかったんですけどこっ<br>て何を示してるんですかね。67 号機共用設備の関係性を示すために、                           |
| 0:52:55 | 取り付け箇所を示してこれはどう、何を言ってるんすか。   |
| 0:53:00 | はい、東京電力五十嵐です。  |
| 0:53:02 | ちょっとまず 19 ページ目、ご覧いただきますと、同じ建屋同じフロアの<br>図面になっているんですけども、19 ページ目ですと 6 号機単独設備<br>の部分だけをご説明しておりまして、 |
| 0:53:15 | 20 ページ目の部分は何かと申し上げますと、   |
| 0:53:19 | その 6 号機単独設備から、67 号機共用の部分、避難に際して使用する<br>共用の部分を示しておりますので、  |
| 0:53:27 | こちら二つを使って初めて経路として成立するという意味で、その関係<br>性を示すために、7 号申請済みの部分ではあるんですけども、                              |
| 0:53:37 | 20 ページのように掲載をさせていただいているというような内容になっ<br>てございます。以上です。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:53:44 | はい規制庁のイトウですそうすると20ページに書かれてるものは7号設備、  |
| 0:53:49 | 67号機共用、  |
| 0:53:51 | 6号機に設置みたいなそういうやつになるってことですか。  |
| 0:53:55 | 東京電力五十嵐です。はい、おっしゃる通りです。わかりました。規制庁の伊藤ですわかりました。  |
| 0:54:02 | 等、   |
| 0:54:03 | 補足説明資料の34ページ。  |
| 0:54:08 | なんですけど、  |
| 0:54:13 | ここで視認性の確認された場所っていうのは、これ何かここを選んだ理由ってあるんですかね。一番暗いところとかそういうことですか。   |
| 0:54:23 | はい。東京電力五十嵐です。  |
| 0:54:25 | 通常非常用照明と設置されてございまして、消灯がするにもちよつとなかなかですね、手続きですとか周囲の工事状況等を踏まえる必要がございましてので、                                      |
| 0:54:37 | そういったところで影響が少ない部分をちよつと今回は選ばせていただいて、あと  |
| 0:54:42 | 通路部分というところで選ばせていただきました。以上です。   |
| 0:54:47 | はい、わかりました。   |
| 0:54:50 | 私からは以上としたいと思います。   |
| 0:55:01 | 規制庁津金です。都丸さんの資料、安全避難通路に関する説明書の補足説明資料なんですけれども、  |
| 0:55:08 | 27ページGで、5号建屋について、一部6号タービン建屋からのルートがあるんでここは6号丹であるという説明だったんですけれども、  |
| 0:55:19 | 7号から来るルートっていうのは、ここに入ってないんですけれども、存在するんでしょうか。  |
| 0:55:25 | 東京電力五十嵐ですと7号機からルートに来るルートについてはこちらでは存在してございません。そちらはもう7号機で申請済みの部分になってございますので、記載はしてござい、この部分にはございません。規制庁笹井わかりました。 |
| 0:55:42 | あと34ページで、2ポツで、対象エリアの選定のフローを書いてあるんですけれども、   |
| 0:55:49 | ①のひし形からYesで下に落ちて、  |
| 0:55:52 | その下のひし形ですね。  |
| 0:55:54 | イエスノーでノーの場合は対象外となるんですけれども、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:55:58 | これ実際ノーになるようなものってあるんでしょうか。   |
| 0:56:02 | 東京電力五十嵐です。ここのになる部分は実際はないと考えております。   |
| 0:56:09 | 規制庁ツガネそうするとこれ7月じゃなくてもそのまま下に落としてもいいんじゃないかと思われるんですけどもあくまでそのあり得るっていうことでここは書いてるとそういう理解でよろしいですか。 |
| 0:56:22 | 東京電力五十嵐です。ノーになる部分は基本的にはないと考えておりますのでひし形ではなくてそのまま下に落ちる形に、                                     |
| 0:56:31 | 修正させていただきたいと思います。   |
| 0:56:35 | 規制庁笹井わかりました。私からは以上です。   |
| 0:56:47 | はい。規制庁の伊東です。では続けて   |
| 0:56:51 | 事業者から説明の方、お願いいたします。   |
| 0:57:01 | はい、東京電力五十嵐です。   |
| 0:57:03 | 続いて非常用照明、ニイツの図書についてご説明をさせていただきます。   |
| 0:57:08 | こちららも説明書の差異についてまずご説明をさせていただきます。   |
| 0:57:15 | 資料番号。   |
| 0:57:16 | KK6. -1-033、括弧比較評価委0。   |
| 0:57:22 | 先行審査プラントの記載との比較表(6)-1-1-13、非常用照明に関する説明書をご覧ください。   |
| 0:57:32 | こちら、右下1ページから、比較結果による差異を記載してございます。   |
| 0:57:38 | 安全避難通路と同様に、柏崎刈羽7号機との差異を青色で記載してございます。  |
| 0:57:45 | また、ちょっとこちらではですね島根2号、  |
| 0:57:49 | 他電力とのと、6号機の差異を、赤字で記載してございます。  |
| 0:57:55 | 1ポツ、概要について、備考欄に記載しております表現上の差異ですけども、   |
| 0:58:03 | 柏崎。   |
| 0:58:04 | 刈羽7号機との差異を示してございまして、  |
| 0:58:09 | 共用設備である中央制御室の表現上の差異で、グランドルールに基づく共通設備の記載の違いになってございます。  |
| 0:58:19 | 続いて2ページをご覧ください。   |
| 0:58:22 | 2、2ポツ、  |
| 0:58:25 | 基本方針、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:58:28 | あ、失礼しました。   |
| 0:58:31 | 2 ポツの 1、避難用照明について、備考欄に記載しております表現上の差異は、柏崎刈羽 7 号機との採用を示しております、  |
| 0:58:41 | グランドルールに基づく共通設備の記載の違いになります。   |
| 0:58:46 | 安全避難通路の、当初同様に各設備の設置場所を備考欄に記載してございまして、   |
| 0:58:52 | 安全避難通路ですと、6 号機設備は 6 号機原子炉建屋、タービン建屋、67 号機コントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋、5 号機タービン建屋に設置しております。                |
| 0:59:04 | 7 号機設備六、七号機共用 6 号機設置は、67 号機コントロール建屋は 67 号機廃棄物処理建屋、  |
| 0:59:12 | 67 号機サービス建屋に設置しており、7 号機にて申請済みになっております。  |
| 0:59:18 | 7 号機設備 67 号機共用 5 号機設置は、5 号機原子炉建屋、タービン建屋、5 号機サービス建屋を湊川選択設備建屋に設置しており、                                 |
| 0:59:28 | 7 号機にて申請済みの部分になります。   |
| 0:59:31 | 非常灯については、6 号機設備は、67 号機コントロール建屋に設置しているものになります。   |
| 0:59:38 | 7 号機設備 67 号機共用、6 号機に設置は、67 号機コントロール建屋、  |
| 0:59:45 | 67 号機サービス建屋に設置しております、   |
| 0:59:48 | 7 号機設工認にて申請済みの部分になります。  |
| 0:59:52 | 7 号機設備六、七号機共用 5 号機に設置は、   |
| 0:59:56 | 5 号機原子炉建屋 5 号機サービス建屋をミナカワ選択設備建屋に設置しており、7 号機設工認にて申請済みの部分になります。                                       |
| 1:00:06 | 最後誘導等については、6 号機設備は 6 号機原子炉建屋 6 号機タービン建屋、67 号機コントロール建屋、67 号機廃棄物処理建屋、徳永オオキサービス建屋、5 号機タービン建屋に設置しております。 |
| 1:00:20 | 7 号機設備 67 号機共用、6 号機設置は 67 号機コントロール建屋、67 号機廃棄物処理建屋、67 号機サービス建屋に設置しております、7 号機設工認にて申請済みの部分です。          |
| 1:00:33 | 7 号機設備 67 号機共用、5 号機設置は 5 号機原子炉建屋 5 号機タービン建屋、5 号機サービス建屋を湊が選択設備建屋に設置しており、7 号機にて申請済みの部分になってございます。      |
| 1:00:49 | こちら、2 ページ目の部分でまた黄色いハッチングの部分ございましたけれどもこちらは安全避難通路の、   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:00:57 | と同様に、  |
| 1:00:58 | 修正をしている部分になってございます。  |
| 1:01:03 | 続いて 3 ページ目ご覧ください。  |
| 1:01:08 | 2 ポツの 2 の設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明の 2 ポツの、  |
| 1:01:17 | 2-2-1、常設の作業用照明について、柏崎刈羽 7 号機との差異はございません。   |
| 1:01:25 | 備考欄に記載しております。  |
| 1:01:28 | 他電力との差異については、  |
| 1:01:33 | 設備設置のSIIになってございまして、柏崎刈羽 7 号機と 6 号機では、アクセスルート上、                                     |
| 1:01:41 | 常設作業用照明を設置する設計ではなくてですね、この次に出てくる可搬型作業用照明を使用する設計としてございます。                            |
| 1:01:51 | 続いて 4 ページ目ご覧ください。  |
| 1:01:54 | 2-2-1、可搬型の作業用照明について、備考欄に記載しております。  |
| 1:02:00 | 表現上の差異については、柏崎刈羽 7 号機との採用を示してございまして、グランドルールに基づく共通設備の記載の違いになります。                    |
| 1:02:11 | これまでと同じく、設置場所を記載しておりますけれども、  |
| 1:02:15 | 乾電池内蔵型照明括弧ヘッドライトについては、7 号機設備六、七号機共用 5 号機に保管は 5 号機サービス建屋に保管しており、7 号機設工認にて申請済みになります。 |
| 1:02:28 | それから 7 号機設備六、七号機共用 7 号機に保管は、中央制御室と、大湊高台宿直等に保管しており、7 号機設工認にて申請済みになっております。           |
| 1:02:41 | 二つ目の   |
| 1:02:44 | サインにつきましては、  |
| 1:02:46 | 使用する設備の違いについてになります。  |
| 1:02:53 | 続いて、   |
| 1:02:55 | 5 ページをご覧ください。  |
| 1:02:59 | 2-3、重大事故発生時の照明について、備考欄に基礎しております一つ目表現上の差異は柏崎刈羽 7 号機との差異を示してございまして、                  |
| 1:03:10 | グランドルールに基づく共通設備の記載の違いになります。  |
| 1:03:14 | こちらの設置場所ですけれども、可搬型蓄電池内蔵型、  |
| 1:03:19 | 照明については、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:03:20 | 7号機設備六、七号機共用7号機に保管は、中央制御室、中央制御室待避室に保管しており7号機にて申請済みです。                   |
| 1:03:30 | 続いて中央制御室用関連時内蔵型照明括弧ランタンタイプ、こちらは7号機設備六、七号機共用7号機に保管は、                     |
| 1:03:40 | 中央制御室対応待避室に保管しており7号機設工認にて申請済み。  |
| 1:03:45 | です。   |
| 1:03:47 | 続いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所用、乾電池内蔵型照明括弧ランタンタイプは、7号機設備、67号共用、5号機に保管は、             |
| 1:04:00 | 5号機原子炉建屋内緊急時対策所、括弧対策本部、ポツ、高気密室に保管しており、7号機にて申請済みに、                       |
| 1:04:09 | なっております。  |
| 1:04:11 | 続いての際ですけれども、照明設備の給電方法について柏崎刈羽では、74条及びその解釈で要求される代替電源を常設台。                |
| 1:04:23 | 対交流電源設備としておりますので、その違いになります。   |
| 1:04:27 | その下、  |
| 1:04:29 | は、使用する設備の差異とそれから、その下、最後の部分は、  |
| 1:04:36 | 柏崎刈羽では5号機に設置している緊急時対策所のチェンジングエリア、こちらに作業用として照明設備を配備するという事で設計の違いになっております。 |
| 1:04:49 | 続いて6ページ目、ご覧いただきまして、   |
| 1:04:54 | 3-1 避難用照明、  |
| 1:04:58 | の部分になりますけれども、柏崎刈羽7号機との差異は図書構成の差異、                                       |
| 1:05:04 | と、  |
| 1:05:05 | 二つ目も同様に図書構成の際ですね。   |
| 1:05:08 | 続いて7ページの一番上の部分こちらも表現上の差異で、グランドルールに基づく共通設備の記載の違いになってございます。               |
| 1:05:20 | 続いて3-2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明の3-2-1。                                    |
| 1:05:27 | 常設の作業用照明についてですけれども、   |
| 1:05:30 | こちら、柏崎刈羽7号機との差異は、設備構成の差異と、続いて8ページ目の一番上に記載してございます。図書構成の差異になってございます。      |
| 1:05:44 | その下、  |
| 1:05:45 | 3-2-2 可搬型の作業用照明の差異につきましては、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:05:50 | 使用する設備の際、  |
| 1:05:54 | になってございます。   |
| 1:05:55 | その下、   |
| 1:05:57 | の、   |
| 1:05:58 | 柏崎刈羽 7 号機との差異につきましては図書構成の差異となっております。                                       |
| 1:06:08 | 続いて 9 ページ目、一番上、  |
| 1:06:12 | の差異につきましてはこちら、オリジナルの部分になりますのでそちらの違いになります。                                  |
| 1:06:19 | 以降 10 ページ目から 13 ページ目まで、  |
| 1:06:24 | の差異につきましては柏崎刈羽 7 号機との設備構成の差異になってございます。                                     |
| 1:06:32 | 続いて 14 ページ目ですけれども、3-3、重大事故等発生時の照明。   |
| 1:06:39 | について柏崎刈羽 7 号機との差異はございません。  |
| 1:06:44 | ウタポツ目以降の部分ですけれども、設計の、使用する設備のまず違いが一つ目。                                      |
| 1:06:52 | 二つ目は、柏崎刈羽にて号機に設置している緊急時対策所のチェンジングエリアに作業用として照明設備を配備する設計となっておりますのでその違いになります。 |
| 1:07:04 | 三つ目。   |
| 1:07:05 | ですけれどもこちらは、照明設備の給電方法について、  |
| 1:07:09 | 柏崎刈羽では 74 条及びその解釈で要求される代替電源を、常設代替交流電源設備としてございますので、その違いになります。               |
| 1:07:22 | 続いて 15 ページ目。   |
| 1:07:24 | に記載の差異について、一つ目は使用する設備の差異になります。   |
| 1:07:30 | 二つ目は、柏崎刈羽にて 5 号機に設置している緊急時対策所のチェンジングエリアに作業用として、照明設備を配備する設計の違いになります。        |
| 1:07:41 | 三つ目、こちらは柏崎刈羽 7 号機との差異になりまして、図書構成の差異となります。                                  |
| 1:07:47 | 最終 16 ページについては、差異はございません。  |
| 1:07:52 | 続いて、非常用照明に関する補足説明資料について先行審査プラントとの差異についてご説明をさせていただきます。                      |
| 1:08:02 | 資料番号KK6、補足-023 階 0、工事計画に係る補足説明資料、  |
| 1:08:09 | 括弧非常用照明に関する説明書をご覧ください。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:08:15 | あ、失礼しました。資料番号ちょっと誤りました。KK6 補足－023、括弧比較表開 0。   |
| 1:08:24 | 先行審査プラントとの補足説明資料の比較。  |
| 1:08:28 | 括弧工事計画に関わる補足説明資料、   |
| 1:08:31 | 括弧非常用照明に関する説明書をご覧ください。  |
| 1:08:36 | こちら右下 1 ページに、比較結果を記載しておりますけれども、先行プラントと項目の差異はございません。                                     |
| 1:08:45 | で、補足説明資料、   |
| 1:08:47 | の柏崎刈羽 7 号機との差異部分についてご説明をさせていただきます。  |
| 1:08:54 | と資料番号、KK6 補足－023 回 0、工事計画に係る補足説明資料、括弧非常用照明に関する説明書をご覧ください。                               |
| 1:09:12 | こちらの補足説明資料ですが、避難用照明と設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明、それから重大事故発生時の照明について補足をしているものになります。            |
| 1:09:24 | 先ほど、  |
| 1:09:26 | ご説明しました比較表の通り項目の差異はございませんが、   |
| 1:09:30 | プラントの設備構成によって、一部差異がございますのでこちらについてご説明をさせていただきます。   |
| 1:09:37 | 12 ページ目をご覧ください。   |
| 1:09:45 | こちらへと表。   |
| 1:09:48 | 表 2 に、照明の照度、  |
| 1:09:51 | 木戸とその根拠について記載をしております。   |
| 1:09:56 | 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明がまず記載されておりますけれども、こちらの設置場所、真ん中あたりをちょっと見ていただいて、現場機器室となっているものにつきまして、 |
| 1:10:11 | 6 号機で作業を行う失明に、主   |
| 1:10:15 | となってございますのでこちらが 7 号機との、   |
| 1:10:18 | から変えている部分になってございます。   |
| 1:10:23 | 続いて 15 ページをご覧ください。  |
| 1:10:29 | こちら 22 の避難用照明の欄になりますけれども、こちらの小照度と木戸の欄の記載について、   |
| 1:10:39 | 誘導等に関する記載、過去のコメントを反映しまして、   |
| 1:10:44 | 障防法要求の避難口誘導灯の 1.5 間で来場とそれから通路誘導灯の互換で来場に記載を分けてございます。                                     |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:10:55 | 続いて、19 ページをご覧ください。  |
| 1:11:07 | 真ん中より上の辺りに、図 3、中央制御室における重大事故等発生時の可搬型の照明の照度確認状況を記載しておりますけれども、            |
| 1:11:17 | 右側の写真についてですね、7 号機申請では、工事のためシミュレーション写真を載せておったんですけれども、今回申請では、工事が完了しているため、 |
| 1:11:28 | 操作対象がわかる写真に変更してございます。   |
| 1:11:33 | こちらの工事完了の所、工事完了後の状況で、作業に必要な照度を確認してございます。                                |
| 1:11:42 | 続いて、24 ページをご覧くださいまして、ここからはですね、中央制御室から、設計基準事故時に作業を行う現場機器室までの移動。          |
| 1:11:54 | 経路の詳細図面になってございます。   |
| 1:11:58 | こちらの 35 ページ。  |
| 1:12:01 | ご覧いただきまして、  |
| 1:12:07 | こちら、基本設計方針の際にいただいたコメントを基にですね、共用設備の可搬型照明の配置場所に設備名を追記してございます。             |
| 1:12:19 | 右側 TMSL1 万 7300 から引き出し線が出てる、左下の部分と右上の、                                  |
| 1:12:26 | 部分の可搬型照明保管場所と記載している部分ですね、こちらに、  |
| 1:12:31 | 最後の(7)号機設備六、七号機共用 7 号機に保管という記載を追記しているのと、                                |
| 1:12:37 | あと  |
| 1:12:39 | TMSL1 万 7300 の下に書いてある凡例の、   |
| 1:12:43 | 部分ですかね、可搬型、   |
| 1:12:46 | こちらも同じように、括弧 7 号機、67 号機共用 7 号機に保管を記載、追記してございます。                         |
| 1:12:56 | 最後に、図面について、   |
| 1:12:59 | 非常用照明の取り付け箇所を明示した図面についてご説明させていただきます。                                    |
| 1:13:05 | 資料番号。   |
| 1:13:07 | KK6. -5-008 回 01.8。   |
| 1:13:13 | 非常用照明の取り付け箇所を明示した図面をご覧ください。   |
| 1:13:18 | こちら、各建屋、各フロアの避難用照明と、作業用照明の配置を記載した図面になってございます。                           |
| 1:13:26 | こちら、  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:13:27 | も、横で見ていただいたときに左下に通し番号振ってございまして、こちらの 19 ページと 20 ページ。                       |
| 1:13:35 | の黄色ハッチング部分をご覧いただきまして、こちらのハッチングについては、                                      |
| 1:13:40 | 避難用照明について、  |
| 1:13:43 | 安全避難通路を明示した図面の、でご説明させていただいた内容と同様に、注記の記載を修正してございます。                        |
| 1:13:52 | 非常用照明に関するご説明については以上になります。   |
| 1:13:59 | はい。規制庁の井藤です。では質疑の方は行っていきたくと思います。  |
| 1:14:05 | 私からは、比較表のところちょっと確認なんですけど、   |
| 1:14:13 | 比較表、説明書の比較表ですね。   |
| 1:14:18 | 9 ページで、島根、  |
| 1:14:22 | との、   |
| 1:14:23 | 差異を説明されてるんですけど、これは、   |
| 1:14:29 | 島根こういったことを考慮していて形で考慮していないっていう理由って何なんですかねちょっとその辺詳しく教えていただけますか。             |
| 1:14:53 | はい。東京電力の鈴木です。ご質問の内容につきましては柏崎では考慮していないというわけではございません。自主設備でですね用意はしているんですけども、 |
| 1:15:05 | こちらの方先行県の方で、すみません 7 号機の方で記載がございませんでした。それで 6 号機の方も一応こちらの方にならって記載をしております。   |
| 1:15:15 | で、江藤す。  |
| 1:15:18 | 1000、   |
| 1:15:19 | 他社の電力につきましては、こちらの方は丁寧にと書いたのかなというところで、江藤、運用といいますか、準備としては、特に、               |
| 1:15:30 | 変更はないというふうな認識でございます。規制庁の伊藤です。そうすると、ここで書かれているような内容も、                       |
| 1:15:42 | 経験の 6 名なあ。  |
| 1:15:45 | では同意同様という理解なんですかね。  |
| 1:15:52 | はい。   |
| 1:15:53 | 東京電力の鈴木です。  |
| 1:15:55 | 設備は多少変更は変更というか違いはあるものの、準備はしているということになります。                                 |
| 1:16:04 | わかりましたす。そうすると   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:16:09 | 7号で記載していなかったっていうのはあるんですけどもう、最新の、                                   |
| 1:16:16 | 島根の審査の中で、  |
| 1:16:18 | こういったことが書かれたっていうことを踏まえると、  |
| 1:16:21 | 6号では書いた方がいいんじゃないかなっていう気もするんですけどもそこは、                               |
| 1:16:27 | あれですかね、何か6号ではこれ書かないほうがいいっていう、何かあるんですかね。                            |
| 1:16:34 | 東京電力の鈴木です。江藤、こちらの方へ。   |
| 1:16:38 | 他社、先行機の確認はしておるんですけども、こちらは、   |
| 1:16:45 | 丁寧に書いたものかなというところで、私どもの方としても、ちょっと書くべきかどうかって悩んだところもあるんですけども、         |
| 1:16:55 | はい。  |
| 1:16:59 | はい。こちらちょっとデービー設備のこちら、説明をしている説明文になるんですけども、衛藤先行他社の方は、                |
| 1:17:09 | 自主設備として書いている部分になるので、衛藤。  |
| 1:17:14 | 6号機の方はちょっとこちらの方は、  |
| 1:17:17 | 書くと書き過ぎかなっていうところをちょっと認識した次第です。はい。                                  |
| 1:18:33 | 副社長宮武です  |
| 1:18:36 | 例えばこの比較表のですよ。  |
| 1:18:40 | これは、   |
| 1:18:42 | 3ページ。  |
| 1:18:44 | 3ページに、   |
| 1:18:50 | 要は設計基準事項が発生した場合に云々、作業証明って書いてあってここにアクセスルートとかいう表現があるんですよ。これ基本的にそのSA、 |
| 1:19:01 | D電源がない中で、いろいろ  |
| 1:19:07 | 現場に暗い場所に行くときにはアクセスルート必要な場所へのアクセスルートには                              |
| 1:19:12 | いろんな照明を確保しましょうっていう、もともとそういう話もあったんですけど、                             |
| 1:19:17 | ここで、   |
| 1:19:18 | ナカジョウシマダさんはちょっとこう、   |
| 1:19:21 | SEの方には、アクセスルートということは出てきてないですかね。                                    |
| 1:19:26 | 本来は、SA側に、  |
| 1:19:29 | 必要じゃないかなとそういう言葉ですね、どうなんでしょう。                                       |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 1:19:38 | 東京電力の鈴木です。  |
| 1:19:40 | 技術基準 13 条は、DB設備の、   |
| 1:19:46 | ことで   |
| 1:19:49 | 設計され、設計するようということですので、あくまでも私どもはDB設備の照明を準備すると、設計するということで記載してございます。はい。 |
| 1:19:59 | 規制庁宮です。了解しました   |
| 1:20:02 | SA側を見るとですね。   |
| 1:20:05 | S証明を見ると、  |
| 1:20:08 | これすべて可搬のみですよ。   |
| 1:20:14 | そうですねこれ基本的に、例えばここは自主設備に対し、これ自身は書かないんですよこれ。                          |
| 1:20:22 | そっか。  |
| 1:20:24 | 実力的にはどうなんですか。   |
| 1:20:28 | そういった対策はされてるんですか。   |
| 1:20:36 | 投薬の事ですけども、基本的に先ほど伊藤さんから指摘あった 9 ページのように、                             |
| 1:20:43 | 基本的に全員、   |
| 1:20:47 | Headないと思ってまして、発電所のメンバーっていうのは、                                       |
| 1:20:51 | SAのときには当然   |
| 1:20:55 | SBOが起こったときには、ヘッドライトを使っていくっていうのが基本で、                                 |
| 1:21:02 | そういうそういうのを各各室各条文がなくてここに書かされたのかもしれないなと思って今、                          |
| 1:21:09 | しゃべってます。基本的には、ちゃんとここに島根さんが書いてあるように、                                 |
| 1:21:16 | やってるけど、あくまでDBとしての説明書なんて書いてないっていうのが今の我々のスタンスっていうそれだけですね。             |
| 1:21:24 | はい、規制庁ミヤクス最低限の装備はそれですね、それをちゃんと満足してるっていうことは、                         |
| 1:21:31 | 理解しております。はい。私の方からは以上です。   |
| 1:21:39 | 規制庁津川です。ちょっと用語の確認だけなんですけれども、  |
| 1:21:44 | 可搬型の作業照明で、乾電池内蔵型照明っていう言い方してるんですけど、                                  |
| 1:21:50 | 何か関連使用内蔵っていうかちょっと違うような気がしていて、乾電池って取り出しますよね。                         |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:21:57 | 内臓という違和感電池式とかいう方が適切かなってのありますし、蓄電池には内蔵型ってのはわかるんですけども、これはもともとこの乾電池内蔵型ということでもう7号から使ってるので、 |
| 1:22:10 | この用語については、   |
| 1:22:12 | この儘田タナカいいと思いますけどちょっと違和感があるなっていうのをちょっとお伝えしておきます。  |
| 1:22:18 | あと   |
| 1:22:19 | ⑧の資料。  |
| 1:22:21 | 補足説明資料の、   |
| 1:22:23 | 20ページじゃなくて、すみません41ページのところ一番最後のところをちょっと見ていただきたいんですけども、図の9で、                             |
| 1:22:30 | 非常用ガス処理系配管、狭隘部及び   |
| 1:22:33 | 5号機ヒガス保管場所に設置する、5号機原子炉云々とあるんですけども、   |
| 1:22:38 | 非常用ガス処理系配管の話は説明書が出てきてるんですけども、  |
| 1:22:44 | 5号機ヒガスが保管場所に設置って話が、  |
| 1:22:47 | ちょっと本文の方で見つけられなかったんですけどもこれは、   |
| 1:22:52 | まずどこにあるのかっていうのと、なぜこれ書いてあるのかっていうについて説明してもらえますか。   |
| 1:23:17 | はい、東京電力の鈴木です。  |
| 1:23:19 | まず、  |
| 1:23:21 | 5号機、東側、  |
| 1:23:26 | 保管場所に設置する5号機原子炉建屋内緊急時対策用の可搬型電源設備ですけども、   |
| 1:23:34 | すみません比較表の方ご覧。  |
| 1:23:36 | いただいてよろしいでしょうか。うん。あ、すみません説明書の比較表の方をご覧いただいてよろしいですか。そちらの方に、                              |
| 1:23:47 | の8ページ。   |
| 1:23:49 | の3ポツ、2ポツの2の間が多少目、作業用照明で  |
| 1:24:00 | ポツの三つ目。  |
| 1:24:02 | こちらの方に、  |
| 1:24:04 | 今ほどの設備についての説明を書かさせていただいております。また、   |
| 1:24:13 | こちらに設備名と保管場所の方、保管、   |
| 1:24:18 | 場所ですね、について記載してございます。   |
| 1:24:26 | 規制庁です今確認取りましてありがとうございます。   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:24:37 | はい。規制庁津金です。⑧の資料ついてですね   |
| 1:24:41 | 35 ページのところ、先ほどご説明あった 7 号機設備、67 号機共用 7 号機保管の分を足したと、追加したということをお話あったんですけども、          |
| 1:24:54 | この図の中で、   |
| 1:24:57 | 矢印で書いてある図面の上の方に書いてあるのは乾電池内蔵型照明って書いてあって、   |
| 1:25:03 | 下のその凡例の丸ホシノところは、  |
| 1:25:06 | 可搬型蓄電池内蔵って書いてあるんですけども、これは同じものなんですか、違うものなんですか。                                     |
| 1:25:15 | 東京電力の鈴木です。違う設備になります。  |
| 1:25:20 | 規制庁ツガネそうすると関連図内蔵型っていうのは、凡例には出てきてないんですけどもここに置いてあるんだっていうことを示していると、そういう理解でよろしいでしょうか。 |
| 1:25:44 | 東京電力鈴木です。判例ですけども、同じ資料の 20 ページをご覧ください。   |
| 1:25:57 | こちらの表 6 に示してごさいチェンジングエリアの重大事故等発生時の照明ということで関連値内蔵型照明ランタンタイプ、                        |
| 1:26:08 | だんだんタイプということで、中央制御室の方に、中央制御室の待避室の方に保管してございます。その保管場所について、今ほどの 30、                  |
| 1:26:22 | 5 ページ。  |
| 1:26:24 | 次。  |
| 1:26:25 | そ 35 ページの方に、矢印でこちらの方に保管しているという形で記載してございます。  |
| 1:26:35 | 規制庁ツナカワわかりました。これはあくまで   |
| 1:26:39 | ここで言ってる判例とは関係なしに、   |
| 1:26:42 | 新人エリアの照明がここに置いてあるということを追加したということて理解しましたけれども、                                      |
| 1:26:51 | 何となく数 35 ページだけ見るとそれがわからないんで、  |
| 1:26:56 | 乾電池って書いてあるからそれで判断しろということ。   |
| 1:27:00 | であればそういう理解、   |
| 1:27:03 | でもいいのかなと思うんですけども、   |
| 1:27:06 | ちょっと  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:27:09 | 追記していただいたらいいんですけどこれ、中操で使うんじゃないで、あくまでチェンジングエリアで使うものなんだっていうのがわかるようにしておいていただいた方がよろしいかなと思いますけれども。 |
| 1:27:19 | これ、読む人が読めばわかると。   |
| 1:27:22 | ということなんでしょうか。   |
| 1:27:28 | 東京電力の鈴木です。  |
| 1:27:32 | ちょっと35ページの方。  |
| 1:27:35 | にですね記載の拡充化といいますか、使用場所がわかるように、ちょっと考えて記載していきたいと思います。規制庁津川ですよろしくお願ひします私からは以上です。                  |
| 1:30:47 | はい規制庁のイトウです。衛藤。   |
| 1:30:51 | ちょっと記載の確認だけなんですけど、  |
| 1:30:55 | 補足説明資料の、  |
| 1:30:59 | 3、35ページのまず図なんですけど、  |
| 1:31:04 | 凡例で、  |
| 1:31:05 | 6号機系統っていうのがあるんですけど、ここでしろどこを示してるのがちょっとよくわかんなくて、教えていただけますかね。                                    |
| 1:31:31 | はい、東京電力の鈴木です。   |
| 1:31:34 | こちらの方は、ちょっと   |
| 1:31:37 | 右の凡例の   |
| 1:31:39 | すいません右下の凡例にですね作業用照明の凡例のところの、  |
| 1:31:43 | 隣の凡例で、6号機系統でちょっとわかりづらいんですけど、2点破線ですかね、で囲われた部分を示してございます。こちらの方はツインプラントになっております。                  |
| 1:31:57 | で、なっております中央制御室の平面図を示した図面、平面図になっておりまして、右側半分が6号機の操作盤が配置されている。                                   |
| 1:32:10 | 6号機の運転に関わるエリアになりますので、それを示して、6号機系統ということで示してございます。すいませんこちらの方7号機から、同様の図面を使っております、7号機の申請時点でも、     |
| 1:32:25 | 同じ平面図使っております7号機と6号機を区分する意味で6号機系統というところで書いてございました。今回、6号機申請になりますので、そのまま6号機の                     |
| 1:32:36 | エリアがわかるようにということで、記載を残してございます。   |
| 1:32:42 | 規制庁の井藤です。わかりました右半分の中層が6号機系統ということで、過去確かに真ん中を見ると、何か   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:32:55 | ある痕跡は見えるんですけども、もう、もう少し何かどうにかおわかりいようにはできないですかねこれって、                                       |
| 1:33:05 | 東京電力の鈴木です。   |
| 1:33:07 | 申し訳ございません。申請図は、エミわけでございますA3になっておりまして多少見えたかなというのがありまして今説明がA4の図面になっておりますので多少見にくいかなというところも、 |
| 1:33:20 | ございますが、ご指摘の通り、   |
| 1:33:23 | もう少しわかるようにちょっと努力はしていきたいと思えます。はい。規制庁の伊藤ですこれ補足説明資料なんで、                                     |
| 1:33:31 | 幾らでも何か工夫はできるかなと思うのそこは見せれるように、ちょっと工夫していただければなと思えます。                                       |
| 1:33:42 | あと、規制庁の伊藤です。   |
| 1:33:45 | あと、ちょっと1点だけなんですけど、   |
| 1:33:48 | 同じ補足説明資料の20ページで、   |
| 1:33:55 | ここの図で色分けしてる。   |
| 1:34:02 | 意味があんまりわかんなかったんですけどこの色分けの意味を示してる意味って何ですかね。   |
| 1:34:09 | 20ページ以降で、このピンクと青と黄色でいろいろ分かれてるんですけども、ここの意味を教えてくださいませんか。                                   |
| 1:34:47 | はい、すいません、東京電力の鈴木です。  |
| 1:34:50 | こちらの色分けにつきましては、  |
| 1:34:56 | ちょっと20ページでご説明させていただきます。  |
| 1:35:01 | 藤。   |
| 1:35:02 | まず地。   |
| 1:35:04 | チェンジングに入ってくるときに、まずサーベイエリアというところを通ります。そちらの方を青色で示しまして、青色を通ってから次に、                          |
| 1:35:16 | 除染エリアというところで、次の作業といいますか、次のエリアに移るところが黄色になります。   |
| 1:35:24 | 続いて、   |
| 1:35:25 | 赤、すみません江藤赤色で示した部分については、こちらの方が、   |
| 1:35:36 | こちらは中操ですね中操の方、中央制御室に至るルートということで通路を示した  |
| 1:35:45 | エリアになります。同様に、21ページ、22ページという形で等を示してございます。   |
| 1:36:03 | 規制庁の伊藤です。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 1:36:06 | この図に凡例はちょっと入れておいていただきたいんですけども、                             |
| 1:36:14 | 22 ページ   |
| 1:36:16 | でいうと、これも同じように青がサーベイエリアで、                                   |
| 1:36:23 | ピンクは何か脱衣エリアとか書いてあるんですけど、イセ、東京電力のスズキ失礼しましたちょっと後、            |
| 1:36:30 | 木の部分につきましては平面が複雑になっておりまして、いろいろな                            |
| 1:36:36 | アクセスがちょっと交差する部分もありますので、ちょっと色は形的にはちょっと                      |
| 1:36:42 | 中央制御室のエリアとちょっと違う部分もありますのでもう少し色分けについてわかるように、あと解説の凡例。        |
| 1:36:53 | つけながら、ちょっと記載の適正化を図りたいと思います。すいません。                          |
| 1:36:58 | はい。規制庁の伊藤ですわかりました。ちなみに、この 22 ページの図で言えば、                    |
| 1:37:06 | 除染エリアが 1 にあるんですけど、   |
| 1:37:10 | これってどっからアクセスできるんですがこのサーベイエリアからアクセスできるようになってるという理解でいいですか。   |
| 1:37:20 | はい。江藤東京電力の鈴木です。22 ページの絵につきましては、                            |
| 1:37:28 | こちらの方は、  |
| 1:37:30 | 図の下側からこう入ってきまして建屋でいきますと 5 号機の                              |
| 1:37:38 | 山側ですので東側の方からアクセスで入ってくるような形で、赤色灯で黄色通って、青色等で、                |
| 1:37:50 | 対策本部に至るルートになるんですけども、逆に、                                    |
| 1:37:54 | 対策本部から、外に出る場合は同じ青色だけを通っていくようなルートになりますので、こういうふうな、衛藤下の絵でいくと、 |
| 1:38:05 | コガ炉型っていうんすかね、というような絵になります。                                 |
| 1:38:11 | 規制庁の伊藤です。  |
| 1:38:21 | はい。  |
| 1:38:32 | 今の説明でいうと、ピンクを通して、  |
| 1:38:40 | 青でサービス必要に応じて除染して、上にまだ上がっていくっていうような、                        |
| 1:38:49 | 理解ですかね。  |
| 1:38:51 | はい。東京電力の鈴木です。その理解です。                                       |
| 1:38:55 | で、   |
| 1:38:58 | ご認識の通りだと思います。  |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:39:00 | 先ほども申し上げました通りもう少しわかるように、はい、記載したいと思いますこちらもちょうと、放射線部門の別の図書を参考に書いている部分もありますので、 |
| 1:39:13 | ちょっと平行っていか合わせて、ちょうど記載の方の、   |
| 1:39:18 | 適正化を図っていきたいと思います。   |
| 1:39:21 | はい。規制庁の伊藤です。  |
| 1:39:24 | この色分け含めちょっとわかりやすくしていただければなと思いますのでよろしくお願いします。何となくこの 20 ページと、その他で、            |
| 1:39:36 | 何か  |
| 1:39:38 | あんまり整合してないような感じも、その順番的にはですね、ルート of 順番的にはそんな気もしているんですけども。                    |
| 1:39:46 | ここ、   |
| 1:39:49 | 20 ページの方は、  |
| 1:39:55 | とす。   |
| 1:40:01 | そう。でも、医師一応一緒なんですかね、ピンク入ってきて、  |
| 1:40:07 | しゃべり入って、  |
| 1:40:09 | そこで、  |
| 1:40:10 | 確認した上で、必要であれば除染し、エリアに入っていくって、   |
| 1:40:16 | またサーベイで確認した上で、中操の方に向かっていくっていうそういうルールになるんですかね。東京電力の後藤です。基本的には、外から来る人が、       |
| 1:40:26 | 当間品、まず外の装備を縫い脱いで、   |
| 1:40:30 | 汚いやつって言ってサーベイして、そこから問題なかったら入るっていうルートになって基本的には一緒だと思うんですけど、何か、                |
| 1:40:42 | わかりづらいと思いますので、あとこれは多分何かそこに照明があって作業できますよっていうのはここで説明してるんですけどこの侵入量等に関しては、      |
| 1:40:53 | 中操居住性と、   |
| 1:40:58 | 緊急時対策所の、  |
| 1:41:00 | 居住性、  |
| 1:41:01 | とか機能のところの説明でなされるものだと思いますんで、ちょっとずつとここを修正しつつそのタイミングで、対またコメント回答で説明すればいいのかなと。   |
| 1:41:12 | 思います。   |
| 1:41:20 | 規制庁の伊藤です  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 1:41:22 | 説明の方は、また、中操の居住性定理管理のところでもた確認したいと思います。   |
| 1:41:31 | 東京電力のスズキですいません先ほど 20 ページの説明で私間違えて説明したんでちょっと訂正させていただきたいと思います。ルートの説明なんですけれども、20 ページのところは下の図面、 |
| 1:41:44 | の方から入って上に上がって、中央制御室に入るとちょっと私逆の説明しまして申し訳ございません。  |
| 1:41:52 | はい。規制庁の伊藤ですはい。そこは理解したので大丈夫です。わかりました。  |
| 1:42:06 | はい、では   |
| 1:42:09 | 非常用照明に関する説明は以上ということで、   |
| 1:42:13 | 本日の説明は以上ということになるんですかね。  |
| 1:42:16 | はい。東京電力五十嵐です。以上になります。   |
| 1:42:21 | はい。規制庁の伊東です。では、本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。